

意見書案第13号

南スーダンに派遣されている自衛隊の即時撤退を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年12月 2日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

提出者 取手市議会議員 関戸 勇

〃 〃 遠山 智恵子

〃 〃

南スーダンに派遣されている自衛隊の即時撤退を求める意見書（案）

国は、平成23年11月南スーダンでの国連平和維持活動（PKO）に、自衛隊を派遣し、その後も隊員の入れ替えを行いつつ、道路の補修・整備などの任務を行っている。

南スーダンでは、平成25年12月に政府軍と反政府勢力との間で武力衝突が起こり、その後、和平協議が開始され、暫定政府の設立など部分的な合意がなされたものの、今年7月に入って戦闘が再開されると死者は数百人に上り、国連施設でも攻撃を受けている。

こうした中、国はいわゆる安全保障関連法の成立を受け、11月ついに、これまでのPKOに加え、新たな任務を課した自衛隊を南スーダンへの派遣に踏み切った。

新たな任務となる駆けつけ警護は、これまで行ってきた支援活動などの任務とは大きく異なり、自衛隊員だけでなく国連職員や他国の軍隊などが襲われた時に、武器を所持した自衛隊員が警護に駆けつけるものであり、自衛隊員による交戦のリスクが確実に高まることが予想される。

戦後70年余、我が国の自衛隊が戦闘で銃弾を撃つこともなく、また、紛争による犠牲者を一人も出していないことは、日本国民にとって大きな誇りであり、駆けつけ警護などは言語道断である。

よって、国におかれては、南スーダンがすでに内戦状態に陥っていることに鑑み、現地に派遣されている自衛隊を即時に撤退されるよう強く要求するものである。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

茨城県取手市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 防衛大臣